

磐 情 第 17 号  
平成 27 年 2 月 27 日

磐田市長 渡 部 修 様

磐田市情報公開審査会  
会長 佐 藤 和 美

磐田市情報公開条例第 12 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 9 月 11 日付け磐建道第 114-1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「市道見付 344 号線に係る資料一式」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問（諮問第 2 号）

別紙

諮問第2号

答 申

## 第1 審査会の結論

磐田市長（以下「実施機関」という。）が平成26年6月30日付け磐建道第62-1号で行った公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく市道見付344号線に係る資料一式（以下「本件対象行政情報」という。）の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開の決定について一部公開されている文書も有り、平成13年当時の自治会長より要望書が出ている。
- (2) ●●●●氏と市道との境界確定の事実について、昭和33年に立会い、公図幅が確定した事実があるため、これを確実な道路幅にする必要がある。
- (3) 市道見付344号線は、一部境界確定されているが、道路幅が公簿上の幅に確保されていない。よって、市は道路法、刑法、道路交通法、磐田市財産管理条例に基づき、道路幅を確定する必要がある。
- (4) 本件対象行政情報を公開することにより、地権者の同意が得られ、道路行政が進むため、情報公開法、行政不服審査法、行政手続法により異議を申し立てる。

## 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象行政情報を公開すると、境界確定業務に至る経緯が公にされ、今後の境界確定等に支障が生ずるおそれがあり、条例第9条第7号に該当すると判断し、非公開としている。

## 第4 審査会の判断

- 1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が本件対象行政情報について公開請求をしたのに対して、実施機関が非公開決定をした処分の取消しを求めるものである。

以下、実施機関が非公開とした理由について検討する。

## 2 条例第9条第7号について

- (1) 条例第9条第7号は、非公開情報として、「市の機関又は国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの」と規定している。
- (2) 条例第9条第7号は、公開することにより、市又は国等の事務事業に係る意思決定手続に支障が生ずると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

## 3 条例第9条第7号の該当性について

- (1) 本件対象行政情報は、市道見付344号線と民有地との境界確定手続に関するものである。これは、市の事務事業に係る意思形成過程における情報ではなく、民有地地権者と市との交渉に係る情報である。
- (2) したがって、行政意思形成過程情報について、非公開情報と定めた条例第9条第7号には該当しないものと判断する。

## 4 条例第9条第8号について

- (1) 条例第9条第8号は、非公開情報として、「市の機関又は国等の機関が行う取締り、検査、争訟、許可、試験、入札、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」と規定している。
- (2) 条例第9条第8号は、事務事業の性質上、公開することにより、その事務事業の意義を喪失したり、公正で円滑な事務事業の執行に支障が生ずるおそれのあるものについては、非公開とすることを定めたものである。
- (3) 「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいう。
- (4) 「当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずる」とは、実施機関の権利行使が損なわれたり、特定のものに不当な利益又は不利益を与えたりするものなどで、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるものなどもこれに当たる。

## 5 条例第9条第8号の該当性について

- (1) 本件対象行政情報は、市道見付344号線と民有地との境界確定手続に関するものである。本件において、境界確定は途上にあり、途中経過の状況を記録した資料である。
- (2) 本件対象行政情報を公開するとなれば、市と民有地地権者との間における

信頼関係が損なわれ、以後、相手方の理解や協力を得ることが困難になるおそれがあり、又、当該事務事業や同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものと思料される。

(3) したがって、本件対象行政情報は、条例第9条第8号に該当すると認められる。

## 6 官民境界確定図面（測量図）について

(1) 異議申立人は、口頭意見陳述において、昭和33年に作成されたとする官民境界確定図面（測量図）の存在を主張しているが、そのような図面は作成されていない。作成されているならば、本件における境界確定は終了しているはずである。

## 7 結論

以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

<参考>

第1 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成26年 9月11日	諮問の受理
②	平成26年 9月16日	実施機関に対して理由説明書の提出要求
③	平成26年10月 3日	実施機関から理由説明書を受理
④	平成26年10月 6日	異議申立人に対して理由説明書（副）の送付、意見書の提出請求及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
⑤	平成26年10月21日	異議申立人から意見書を受理
⑥	平成26年10月22日	実施機関に対して意見書（写）の送付
⑦	平成26年10月31日	書面審理、異議申立人からの口頭意見陳述、実施機関からの補足説明及び審議（第1回審査会）
⑧	平成27年 1月23日	審議（第2回審査会）

第2 答申に関与した委員

磐田市情報公開審査会

職名	氏名	備考
会長	佐藤 和美	大学教授
委員	鈴木 哲也	磐田市人権擁護委員
委員	長谷川 トキ	元小学校校長
委員	藤原 マサ子	元小学校校長
委員	佐々木 右子	弁護士